

2016年度 早稲田大学 私費外国人留学生授業料減免奨学金

早稲田大学は、学業成績優秀で経済的に修学困難な私費外国人留学生を対象として、授業料減免（年間授業料の50%）を本学奨学金制度の一環として実施します。

なお、この減免措置を受けようとする者は、必ず「2016年度 早稲田大学私費外国人留学生授業料減免奨学金申請書」を受け取り、申請を行わなくてはなりません。

申込みは、大学院国際コミュニケーション研究科事務所で次のとおり手続きしてください。

申請書配布および提出先：大学院国際コミュニケーション研究科事務所

提出期限： 2016年5月25日（水）（期限厳守）

提出書類：「2016年度 早稲田大学私費外国人留学生授業料減免申請書」
（および必要書類一式）

申請資格：

本奨学金に申請する者で、かつ、申請時において早稲田大学の学部または大学院の修士・専門職学位および一貫制博士の正規課程に在籍し、出入国管理及び難民認定法別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する学業成績が優秀な私費外国人留学生であって、経済的理由により修学に困難があると認められた者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象から除外する。

- ① 国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生
- ② 区分制博士後期課程に在籍する者
- ③ 一貫制博士課程の3～5年生
- ④ 学費免除者である助手・非常勤講師
- ⑤ 外国政府により派遣されている者
- ⑥ 企業、奨学金団体等により学費が負担されている者
- ⑦ 出席日数を勘案し、学業継続の意思がないと認められる者
- ⑧ 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- ⑨ 標準修業年限を超える者
- ⑩ 休学中の者（募集年度春学期休学中で秋学期より復学する者は、復学後大学が指定する所定期間内に申請することができる）
- ⑪ 留学中の者（申請時に日本にいる場合も、秋学期留学の場合は不可。ただし在学扱いの留学は応募可。）
- ⑫ 秋学期在学しない者

学生部奨学課